

電車通勤支援金 (移住定住促進通勤支援金)



矢板市から宇都宮市へ電車通勤すると・・・

最大 月額1万円交付

通勤1箇所

No.0287431112



矢板 ↔ 宇都宮

あなたが移住してから3年間

R6年4月1日から

¥10,000 /月 支援

Yaita

通勤手当の詳細は **ウラメンニ アルヨ** 様



「通勤手当をもらっている場合は支給されないでしょ・・・。」とお考えの方。

なんと！

会社から通勤手当をもらっていても、もらえます！

※詳細は裏面をご覧ください。

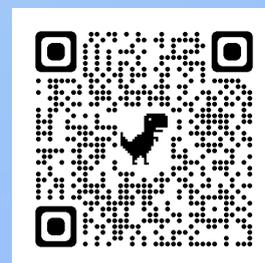
おいしい空気に、おいしいリンゴ、そして雄大にそびえ立つ高原山。日光や那須、そして宇都宮にもアクセスしやすい場所、矢板市。

本制度は、矢板市に令和6年4月以降に移住され、矢板から宇都宮へ電車通勤される方に月額最大1万円を支援します。

宇都宮に電車通勤される方に通勤支援金を交付するという取組は、県内初の支援制度です！

ぜひ、矢板市で心安らぐ暮らしを堪能しませんか？

申込はこちらで！
「矢板市 通勤」
で手続き検索！



矢板市総合政策課

〒329-2192

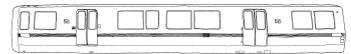
栃木県矢板市本町5番4号

☎ 0287-43-1112



○交付対象者

- ・ 矢板市の住民票に登録された方
- ・ 「暮らし」のびのび定住促進補助金、リフォーム補助金、アパート家賃補助金、結婚新生活支援のいずれかの受給が決定した世帯に属する方
- ・ 矢板市外に1年以上居住後、令和6年4月以降に市内に転入された方
- ・ 矢板市内に転入して1年以内の方
- ・ 転入日から1年以内に定期券の利用を開始した方
- ・ 申請日において45歳以下の方
- ・ 勤務先が常勤で雇用期間の定めのない職に就いている方
- ・ 定期券を購入し、**矢板駅または片岡駅から電車に乗車し、岡本駅または宇都宮駅**で降車して通勤される方
- ・ 矢板市に5年以上住むことを誓約された方
- ・ 対象者またはその世帯員に市税等の滞納がない方
- ・ 対象者またはその世帯員が暴力団員でない方



○提出書類

★交付申請時★

- ・ 矢板市移住定住促進通勤支援金交付申請書（様式第1号）
- ・ 矢板市からの上記対象補助金等の受給決定が分かる書類
- ・ 住民票の除票または戸籍の附票（矢板市に転入する直前に住んでいた市区町村が分かるもの）
- ・ 定期券の写しまたは定期券の区間、有効期間、金額、経由等が分かる書類
- ・ 就労状況証明書（様式第2号）

★交付請求時★

- ・ 矢板市移住定住促進通勤支援金実績報告書兼請求書（様式第5号）
- ・ 年度内の全ての定期券の写しまたは区間、有効期間、金額、経由等が分かる書類

○交付対象期間

- ・ 初回申請時に係る定期券の有効期間の開始月から最大36か月間

○交付額

- ・ 年間最大交付額12万円（1万円/月×12か月）、3年間では36万円！

○申請から支援金支払いまでの流れ

